

高槻市中心市街地活性化協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、高槻市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、高槻市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、高槻市が作成する中心市街地活性化基本計画、並びに認定基本計画の実施に関し、必要な事項を協議し、その実施に寄与することを目的とする

(活 動)

第3条 協議会は、第2条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 高槻市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画の実施・変更に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する意見及び情報交換
- (4) 中心市街地の活性化に寄与する調査研究
- (5) 中心市街地活性化のための研修会等の開催
- (6) その他中心市街地の活性化に関すること

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、高槻市紺屋町1-1 グリーンプラザたかつき1号館高槻都市開発株式会社内に置く。

(協議会の構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 高槻商工会議所
 - (2) 高槻都市開発株式会社
 - (3) 高槻市
 - (4) 法第15条第4項 第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合、申し出た者は協議会の承認を受けることにより協議会へ入会できるものとする。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、高槻商工会議所 会頭をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 半数以上の出席をもって成立し、その議決については出席者の過半数の同意を必要とする。
- 5 会議の決議において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(幹事会の設置)

第8条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(説明等の聴取)

第9条 協議会は、必要があると認める場合は関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、高槻都市開発株式会社と高槻商工会議所が共同で処理する。

(会計)

第11条 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第12条 協議会の収入は、補助金、負担金、運営協力金、寄付金、及びその他による。

- 2 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費、その他運営に要する経費とする。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の監査)

第14条 協議会の出納を監査する必要がある場合は、監事2名を置くことができる。

- 2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。
- 3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(解散の場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、高槻都市開発株式会社がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成21年6月24日から施行する。